



敵基地攻撃をめぐる政府答弁



敵基地攻撃の指揮

歴代内閣「合憲は最小限・手段ない場合」

元法制局長官「日米安保あれば認められず」

相手の領域にあるミサイル発射拠点などを直接攻撃する「敵基地攻撃」やその能力の保有は違憲か、合憲か――。今国会で野党側が過去の政府答弁から違憲の可能性を指摘している。これに対し、岸田文雄首相らは合憲だと反論するものの、議論は深まっている。何が問題で、どんな議論が行われているのか。

政府は昨年12月、国家安全保障戦略などを安保関連法案を改定し、「敵基地攻撃能力（反撃能力）」の保有を決めた。歴代内閣は、敵基地攻撃は「合憲」との見解を示してきた。その根拠は、1956年2月の衆院内閣委員会で、当時の船田中・防衛省長官が代読した「(ミサイルなどによる)攻撃を防ぐのに万やむを得ない」と質問に対する回答をもとに、他に手段がないことを確認する限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」と述べた。今国会では、この答弁で文書を改定し、「敵基地攻撃能力（反撃能力）」の保有を決めた。

「(ミサイルなどによる)攻撃を防ぐのに万やむを得ない、万やむを得ない」と質問に対する回答をもとに、他に手段がないことを確認する限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」と述べた。防衛省の担当局長は、「法理的には自衛の範囲に含まれる努力が可能でない限りは、自衛の範囲には自衛の範囲に含まれる。これが今までの憲法解釈ではない」と答弁した。

岸田文雄首相は27日の参院本会議で、約1千人が参加した自身の後援会主催の政治資金パーティについて、大規模なパーティの自衛を求める大臣規範

存するのではなく、自ら守る努力が不可欠になつてゐる。反撃能力は国民の命を守るために、他に手段のない、必要最小限の措置に當てば過去の政府見解を踏襲する」と強調した。

3月9日の衆院憲法審査会では、立憲の奥野綾一郎氏は「規範に抵触するのではないか」と批判した。

59年3月の衆院内閣委員会では、伊能繁次郎・防衛省長官は、敵基地攻撃について、「他に手段がない」という約束もないままに、他に手段がない場合は実際にどんな場合のかが論点になっている。3月9日の参院外交防衛委員会では、立憲民主党の小西洋之氏は「米国は世界最強の抑止力があるにもかかわらず、なぜ敵基地攻撃能力を有するようないい」と指摘した。

伊能氏の答弁は、日米安保条約がある状況では、憲法上、敵基地攻撃能力の保有も認められないといふことは憲法の趣旨ではない」と指摘した。

伊能氏の答弁は敵基地攻撃能力の保有を否定しているところ、「平生から攻撃的的な脅威を与えるような兵器を持つかない必要最小限度の措置をとること、他に手段がない」と質問

した。防衛省の担当局長は、「法理的には自衛の範囲の向上は段階の進歩を遂げてきており」と説明し、

さらに、99年8月の衆院安保委では、当時の野呂田芳成・防衛省長官が「伊能氏の答弁は現在でも当てはまる」と述べた。

また政府は、2014年1月31日の衆院予算委で共産党の志位和夫氏は、「政

府は、敵基地攻撃能力の保有は『必要最小限度』を超えてしまった憲法違反と言ふべきだ。整合性をきつち

り説明してほしい」と首相に迫った。

首相は「安全保障環境は大きく変化した」として、

岸田文雄首相は27日の参院本会議で、約1千人が参加した自身の後援会主催の政治資金パーティについて、大規模なパーティの自衛を求める大臣規範に「抵触しない」と答弁した。自衛すべきパーティの規模は「一千人程度」とした答弁もあるが、立憲民主党の森本眞治氏は「規範に抵触するのではないか」と批判した。

3月9日の衆院憲法審査会では、立憲の奥野綾一郎氏も「反撃能力を持つことで、攻撃的な脅威を与える兵器を持たない」という憲法の制約も消し去られた」と指摘した。憲法解釈を担う内閣法制局長官を務めた坂田雅裕氏は「伊能氏の答弁は、日米安保条約がある状況では、憲法上、敵基地攻撃能力の保有も認められないといふことは憲法の趣旨ではない」と指摘した。

伊能氏の答弁は敵基地攻撃能力を持つた途端に他国に脅威を与える」とし、「平生から攻撃的的な脅威を与えるような兵器を持つことは憲法の趣旨ではない」と指摘した。

伊能氏の答弁とも相いれないとして指摘する。

また政府は、2014年1月31日の衆院予算委で、当時の野呂田芳成・防衛省長官が「伊能氏の答弁とも相いれないとして指摘する」との見解を示している。

だが学習院大の青井未帆教授（憲法学）は「『自衛だ』と言う。

志位氏は1月31日の衆院が国土及び周辺において防衛を行つていて、武力行使の目的を持つた武裝して部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣する。

志位氏は、相手の領域内を攻撃する敵基地攻撃能力の保有は「田中首相の答弁

を攻撃する敵基地攻撃能力一般に憲法上許されない」と明らかに矛盾する」と追及した。

これに対し、首相坂田氏は憲法論議が置き

すべき規範」と強調した。一方で「特に定められた基準はない」と説明。自身のパーティは規範に抵触しないとの考え方を示した。「大規模なパーティの定義が明確に決まっていないこともあり、安倍晋三、菅義偉両氏も首相や官房長官の在任中に、パーティを開いて配られたペンやまんじゅうに、日本が議長国として5月に広島で開く主要7カ国首脳会議（G7サミット）のロゴが入っていたことも問題になった。外務省は「特定の政治活動を目的とした使用はしないこと」を使っている」と答えた。

（安倍晋三）

岸田文雄首相は27日の参院本会議で、約1千人が参加した自身の後援会主催の政治資金パーティについて、大規模なパーティの自衛を求める大臣規範に「抵触しない」と答弁した。自衛すべきパーティの規模は「一千人程度」とした答弁もあるが、立憲民主党の森本眞治氏は「規範に抵触するのではないか」と批判した。

森本氏が指摘したのは、今月19日に広島市であった「岸田文雄後援会新春会」。一千人程度で、閣僚らが出席した。2001年に閣議決定された大臣規範は、閣僚らの大規模パーティの自衛を求めている。「大規模」の定義は決まっていないが、07年に町村信孝官房長官（当時）は参院決算委員会で「大規模パーティは一千人程度をめざして考えている」と答弁している。

首相はこの日の答弁で、大臣規範は「政治と行政への国民の信頼を確保する観点から自ら筆

正が必要なのに、国会での議論が極めて乏しい。ロシアのウクライナ侵攻などに便乗し、「自衛の範囲」で収めようとしている。憲法の規範性を回復する作業が必要だ」

（田嶋慶彦）

首相ハパーイーに一千人に

「大規模」自衛の大臣規範「抵触せず」と主張

9条の専守防衛 論議置き去り

志位氏は1月31日の衆院が国土及び周辺において防衛を行つていて、武力行使の目的を持つた武裝して部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣する。

志位氏は、相手の領域内を攻撃する敵基地攻撃能力の保有は「田中首相の答弁を攻撃する敵基地攻撃能力一般に憲法上許されない」と明らかに矛盾する」と追及した。これに対し、首相坂田氏は憲法論議が置き